

議案第39号

鶴ヶ島市税条例の一部を改正する条例について

鶴ヶ島市税条例（昭和29年条例第8号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年6月6日提出

鶴ヶ島市長 齊藤芳久

提 案 理 由

地方税法等の一部改正に伴い、軽自動車税における種別割の税率に対する特例措置の適用期限の延長、固定資産税における大規模修繕工事を行ったマンションに対する減額措置の規定の追加等したいので、この案を提出するものである。